2019年 学校いじめ防止基本方針



いじめへの対応【全体像】

~いじめは人間として許されないこと~

〇心も体も傷つける、「いじめ」は決して許されない。

- 〇「自分さえ良ければ・・」の気持ちを捨てよう。
 - 〇「傍観」はいじめを助長する。

*いじめ未然防止のために

1 いじめは絶対許さない指導の徹底

・全校集会、学級活動、道徳の時間を 中心ににいじめの重大性についての 理解促進

2 温かい人間関係の醸成

- ・授業での励まし細やかな指導の充実
- ・教師が率先してのあいさつ、相談機能の充実
- ・言葉遣いの指導を徹底
- 係活動、清掃活動等責任と役割を認識して、公平、協働の実践
- ・人間関係、友達づくり、エンカウン ター、Q-U検査の導入

3 心の教育の充実

- ・思いやり、自他の許容、礼儀節度を 重視した道徳・特別活動の推進
- ・部活動など異年齢集団の触れあいや 人間関係の学びの促進
- ・清掃、体験活動などボランティア精 神を生かした活動参加の充実
- Q-Uを生かしたコミュニケーション能力の充実

*いじめ早期発見のために

1 日常生活の把握

- ・休み時間、給食、清掃、放課後の部 活動等一人一人を見て生活の把握
- ・定期的な「悩み・困りごと」調査による問題点の発見
- 「教育相談」の日常的な運用と生徒 指導委員会での情報交換
- ・SNS利用状況の把握

2 生徒からのサインの受け止め

- ・朝の健康観察と欠席連絡の確認
- ・保護者からの欠席連絡がない場合、 家庭に連絡し、状況確認
- ・悩みや相談には親身に対応し、担任 だけでなく、学年・全校での対応

3 教職員の連携

- ・教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラーとの密接な連携
- ・生徒指導委員会、職員全体会を通じ て情報や対応の共有

4 保護者との連携

保護者との連携を図り情報の共有、 対応相談の緊密化

いじめかどうか

- * いじめられている生徒の立場にたって、登校から下校にいたるまで、複数教師の目で観察し総合的に判断する。
 - ・該当生徒、学級・学年の生徒、アンケート等から情報を集める。
 - ・該当生徒と話し合い、さらに事実確認する。



いじめへの早期対応

- *該当生徒の観察や情報を集め、情報交換と共通理解のもとに対応する。
- 1 「いじめはいつでも起こる」という危機感を持って観察する。
- 2 「いじめられている生徒を守り通す」という毅然とした姿勢を示し、傍観者をつくらない指導を徹底する。
- 3 いじめられている生徒の心情に寄り添い、「心の居場所」の確保を行う。
- 4 Q-U等を活用し、学級内でのグループや席替えなど関係の改善に努める。
- 5 保護者と連携して指導にあたる。
- 6 経過を確認しながらの事後・継続指導を徹底する。

I いじめ防止に対する考え方

1 基本的な考え方

全ての生徒は、人間として尊重され、成長及び発達が保障されなければならない。そのため、学校は、生徒の教育活動が安心・安全に行われるよう、万全を期さなければならないと考える。

特にいじめは、生徒の心身に深刻な被害をもたらすばかりでなく、生徒の尊厳を脅かし、 人権を侵害するという考えに立ち、学校・家庭・地域が一体となり継続していじめの「未然 防止・早期発見・早期対応」に取り組まなければならないと考える。

そのために、校長のリーダーシップのもと、学校全体で下記の点を確認し、取り組みを推進する。

2 いじめの定義・構造・ケース

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

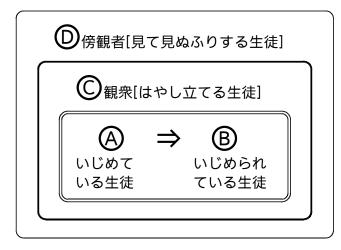
(1) いじめの構造

【動機】

- 怒りや憎しみからのいじめ(トラブルや正義感から)
- おもしろ半分からのいじめ(友人間のからかいや相手をバカにすることから)
- ・仲間に引き入れるためのいじめ(強制や独占欲から)
- ・価値観の相違からのいじめ(価値観の相違から相手をバカにすることから)
- 偏向的な性格からのいじめ(相手を困らせて喜ぶ性格から)
- ・ストレス発散からのいじめ (鬱憤晴らしから)

等

【構造】



*「観衆・傍観者」の立場の生 徒にはいじめを助長させてい るということを認識させなけ ればならない。

(2) いじめの発生

いじめは、一定関係にあるもの同士の人間関係から発生し、特に中学生は、コミュニケーション能力の欠如からトラブルに発展する場合も多い。

学校は、多くの生徒が集団で生活する場であり、自分と違った見方や感じ方をする生徒や 容姿や服装など自分と異なる存在に違和感を感じる場合もある。

【いじめの原因】

- ① 友人間の遊びから
 - ・いじめる側の自覚に乏しい。
- ② 生徒同士のトラブル
 - ・生徒同士でトラブルが解決されず、必要以上の攻撃や陰湿ないじめに発展する。
- ③ 容姿によるもの
 - ・身体的特徴、服装など、外見的な特徴をあげ、言葉や態度で思ったままを言う。
- ④ 発達障害によるもの
 - 他とコミュニケーションが上手に行えない場合があり、誤解を受けてしまう。《障がい》 知的障がい 自閉症 アスペルガー症候群 LD ADHD

【いじめのケース】

- ① 肉体的苦痛(殴る・蹴るなど)
- ② 精神的苦痛 (無視、嫌がらせ、言葉、仲間外し)
- ③ 犯罪行為(強要、暴力)
- ④ 性的行為(脱衣、性的行為の強要)

3 いじめに対する基本認識

以下の点を中心に全教職員、生徒、保護者ともに共通の認識に立ち、いじめを絶対に許さない基盤づくりを行う。

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、 気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるととも に、いじめられる側に問題があるという見方を否定する。また、その態様により、 暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得る。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより初めて可能となる。

Ⅱ 未然防止

- 1 生徒や学級の状況をつかむ
- (1)教職員の情報収集能力の向上

生徒や学級全体の状を把握するために、以下のような対応を行う。

① 教職員自身が学級の状況を以下の観察の視点に沿って自己チェックする

① 教職員自身が学級の	の状況を以下の観察の視点に沿って自己チェックする。
場面	観察の視点
朝の短学活	□遅刻(ぎりぎり登校)、欠席、早退が増える。
	□表情が暗く、うつむく。
	□返事や声が小さい。周囲に嘲笑や示し合わせがある。
授業	□忘れ物が多くなる。
	□用具や机、椅子、プリントが散乱している。
	□遅れて教室に来る。
	□班活動中机が離される。
	□保健室に行く回数が増える。
	□文字が小さくなる。
	□ふざけた質問をさせられる。
	□返事や発表の声が小さい。周囲に嘲笑や示し合わせがあ
	る。
休み時間	□1人でいる。
	□廊下や職員室付近をうろつく。
	□あそびで孤立したり、いつも負けたりする。
給食	□班で孤立したり机を離されたりする。
	□好きなメニューを級友に譲らされる。
清掃	□人がいやがる仕事を1人でやり、誰も手伝わない。
	□最後まで1人でする。
放課後	□衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。
	□部活動に参加しなくなる。
	□急いで帰る。
動作・表現	口活気がない。おどおどしている。
	口やる気を失う。
	□教師と視線を合わさない。
持ち物・服装	□教科書やノートにいたずら書きをされる。
	□持ち物を隠される。
	□刃物を持ち歩く。
その他	□ノートに「自殺」願望を書く。
	□靴にいたずらをされる。
	□万引きや現金を強要される。

② 2ヶ月に1回程度、学校生活アンケートを実施し、いじめをはじめとする学校生活 上の悩みを把握する。

困りごと・いじめアンケート

- 1,現在、特に困っていること・悩んでいることはありますか。?
 - ・ない。
 - ・ある。

内容

◎誰に相談したいと思っていますか。また、相談しましたか。(丸印・複数可) 親、 友達、 担任、 他の先生 ※自分で解決

- 2,いじめ・金銭強要についての質問です。(月から)(1)いじめ・金銭強要にあっていますか。(いじめられているという思いはありますか?)

- ・いない
- ・あっている

「内容(いつごろから、どこで、だれに、どんなことをなど)

- (2) いじめ・金銭強要を見たことがありますか。?
 - ・ない
 - ある

内容(いつごろ、どこで、だれが、だれに、どんなことをなど)

3, あなたの学級はどのような学級ですか? 自分の学級や友達について誇りに思えることや改善した方がよいと思うことを書いてみよう。

③ 随時必要に応じ二者相談を、10月~11月に三者相談を定例で実施し、学校生活上の悩みや不安の解決に向けたカウンセリングを行う。

④ 6月(全学年)と11月(1・2年のみ)にQ-U検査の結果を学級・学年・教科生徒の実態を分析し、日頃の学習活動の中で意図的に関われるようにする。

- (2) 生徒のよりよい人間関係確立のために
 - ① 自尊感情を高め、達成感や満足感が味わえる学級活動、学校行事
 - ア) いじめを許さない学級づくり
 - ・学級活動や道徳の授業を生かした人権教育を積極的に行う。
 - ・エンカウンターで他者との関わりから他者の思いを共感的に受容し、「思いやり の心」を育成する。
 - ・「班」を母体とした助け合いと協働・責任による組織活動により、責任感と規範意識を養う。
 - ・Q-Uの結果を分析し、全教師が学級の指導方針を共有する。
 - イ) 道徳の時間を中心とした道徳的判断力・実践力の育成
 - ・副読本「道しるべ」を活用した計画的な道徳的価値を育成する。

【道しるべ】における、いじめ防止に係わる価値・資料

- 1年…4-(4)集団生活の向上
 - 4-(3)公平·公正
 - 2-(6)感謝
 - 4-(1)秩序·規律
 - 1-(5)向上心、個性の伸長
 - 1-(3)自律·責任
- 2年…4-(4)集団生活の向上
 - 4-(3)公平·公正
 - 2-(6)感謝
 - 4-(1)秩序・規律
 - 1-(5)向上心、個性の伸長
 - 1-(3)自律·責任
- 3年…4-(4)集団生活の向上
 - 4-(3)公平·公正
 - 2-(6)感謝
 - 4-(1)秩序·規律
 - 1-(5)向上心、個性の伸長
 - 1-(3)自律·責任
- ウ)体験活動を通した豊かな心の育成
 - ・郷土を学ぶ体験学習や学習旅行を通し、郷土に対する理解を深め、地域を愛する

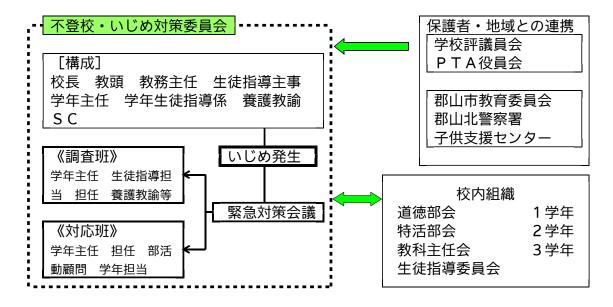
心を育成する。(1年)

- ・インターンシップを通して勤労観や職業観を育てるとともに、自己を社会の中で 有用な存在であることに気づかせ、積極的に社会に貢献しようとする態度を育て る。(2年)
- ・救急蘇生法により、自他の生命を守る技術と命の尊さを学ぶ。(2年)
- ・性に関する教育を体験・学習することで、生命の大切さや自他の存在の尊さに気づく。(3年)
- エ)生徒会活動を通した自発的・自治的な活動
 - ・生徒会活動の中心にいじめ防止を据え、朝のあいさつ運動とともにいじめ防止を 訴える。
 - ・生徒会スローガン「TEAM」にいじめ防止を盛り込み、生徒会便りや放送による広報活動を行う。
 - ・全校集会でいじめ防止のシンポジウムを開催したり、臨時生徒総会によって生徒会や学級や学年の代表生徒、教師を交えて意見交換を行い、「いじめ防止」を宣言する。
- オ) 保護者や地域への働きかけ
 - ・新入生保護者会やPTA各種会議において、「学校いじめ防止基本方針」を共有 し、意見交換する。
 - ・いじめの深刻な問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解させるため、PTAの 組織を生かした教育講演会やHP、学校・学年便りの発行による広報を行う。
 - ・授業参観時の学年・学級保護者会で意見交換を行う。

(3) いじめ問題に取り組む組織

- ① 不登校・いじめ対策委員会を設置し、必要に応じ開催し、組織的な取り組みを行う。 実態や対応について学校全体で共通理解を図り、いじめの防止、早期発見、早期対 応を目指す「予防的・開発的」な取り組みを行う。
- ② メンバーは以下のとおりとする。 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 学年生徒指導係 養護教諭 S C

【組織図】



(4)いじめ指導年間計画

【主な取り組み】

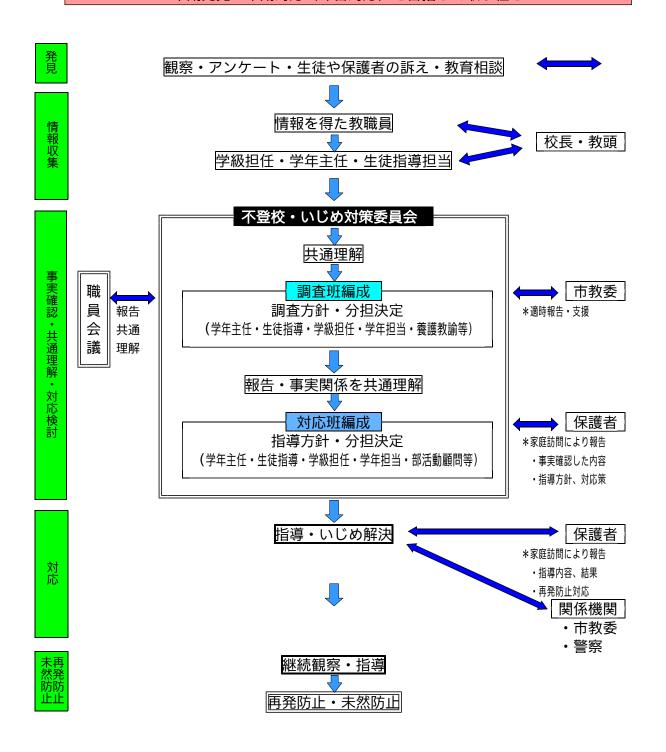
- ① 職員会議…「学校いじめ防止基本方針」を確認する。PDCAにより、方針の改定を協議する。
- ② 学校生活アンケート(困りごと・いじめアンケート)…2ヶ月に1回程度いじめ実態 把握を目的として活用する。
- ③ 教育相談…年1回定例で行い、アンケートでいじめが見つかった場合は随時行う。
- ④ PTAへの啓発…各保護者会の際に「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明し、 意見交換する。
- ⑤ 学校評議員会…学校の指導方針といじめの情報を開示し、取り組みについて意見を交換する。
- ⑥ 富久山地区PTAサポートチーム…地域の関係団体の代表との懇談を通し、学校の 指導方針といじめの情報を開示し、取り組みについて意見を交換する。

【年間指導計画】

月	職員会議等	РТА	未然防止策	早期発見策
4	第1回職員会議	保護者啓発	いじめチェックシ	1 7/37 070711
'	・指導方針、指導計画		ートによる観察	
5	30,33211 30,011		• 学級経営	第1回学校生活アン
			· 学年経営	ケート
			・生徒会活動	
			· 体験活動	
6	生徒指導いじめ対策委員会①			二者面談
	• 実態確認			
	• 指導方針確認			
7				第2回学校生活アン
				ケート
8	いじめ防止研修			第3回学校生活アン
	(教員)			ケート
9	生徒指導いじめ対策委員会②			
	• 実態確認			
	• 指導方針確認			
1				第4回学校生活アン
0				ケート
1				
1				
1		保護者啓発		第5回学校生活アン
2		(新1年生)		ケート
1				二者面談
2	生徒指導いじめ対策委員会③			第6回学校生活アン
	• 実態確認			ケート
	・指導方針確認			
	・活動反省、次年度の計画			
3				
			$\downarrow\downarrow\downarrow$	

Ⅲ いじめの組織的行動のフローチャート

早期発見・早期対応(即日対応)を目指して取り組む



IV 早期発見

- いじめは、早期発見が早期解決につながる。そのためには、以下の点が重要である。
 - 日頃から教員と生徒たちとの信頼関係を大切にすること。
 - 教員が生徒の小さな変化に気づき、いじめを見逃さないようにすること。
 - 生徒に関する情報を生徒、教師、保護者、地域から収集し、常に共有すること。
- 1 教員と生徒たちとの信頼関係を高める
- (1) 生徒一人一人を人格ある人間として尊重する。
 - ① 人権教育を重視する。
 - ② 生徒の言葉を共感的にしっかりと受け止める。
 - ③ 生徒のつらい立場に立ち、生徒を守るという姿勢を示す。
- (2) 生徒の小さな変化に気づき、いじめを見逃さない。
 - ① 生徒と共に過ごす時間を増やし、チェックリストを活用する。
 - ② 生徒のグループやグループの人間関係の変化を把握し、気になる行動や言動があった場合は指導を行い関係修復にあたる。
 - ③ 「生活のあゆみ」の活用により、学級担任と生徒、保護者が連絡を密にできるようにする。気になる内容については、迅速に教育相談や家庭訪問を実施する。
 - ④ チャンス相談や定例の教育相談期間を活用し、様々な機会に相談できる環境を整える。
- (3)情報を収集し共有する。
 - ① 学校生活アンケート(困りごと・いじめアンケート)を2ヶ月に1回程度実施する。
 - ② 相談しやすい環境づくりを進める。
 - i) 本人からの訴えの場合
 - ア) 「全力で守る」という教員の姿勢を伝える。
 - イ)保健室や相談室を一時的な回避場所にする。養護教諭や学年教師で打合せを 開き、状況を確認しあう。
 - ・訴えている生徒が複数いる場合は、全員から平等に事実を確認する。
 - ・いじめている生徒の氏名、学年・組
 - ・いじめがあった時期、時間、場所(できる限り詳細に)
 - ・いじめの態様(言葉、暴力、強要、器物損壊、略取等)
 - ・周辺生徒の状況(いじめに荷担・被害、目撃者等)
 - ウ)この段階では、とにかく傾聴する。(状況の傾聴になったり、疑いを持ったりせず、傾聴する。)
 - ii) 周辺生徒からの訴えの場合
 - ア)新たないじめが発生しないよう、他の生徒の目が届かない場所・時間を設定する。
 - イ)情報の発信源は決して明かさないことを伝え、安心感を与える。
 - ・訴えている生徒が複数いる場合は、全員から平等に事実を確認する。
 - ・いじめられている生徒、いじめている生徒の氏名、学年・組
 - ・いじめがあった時期、時間、場所(できる限り詳細に)
 - ・いじめの態様(言葉、暴力、強要、器物損壊、略取等)
 - ・周辺生徒の状況(いじめに荷担・被害、目撃者等)
 - ウ) 何よりも、訴えてくれた事への勇気を称える。

- iii) 保護者・地域からの訴えの場合
 - ア)日頃から保護者との信頼関係を築くため、問題が起きていないときこそ保護者とのコミュニケーションを十分にとる。学級通信等のツールを活用し、生徒の良さを積極的に発信する。
 - イ)情報の発信源は決して明かさないことを伝え、以下の情報を確認する。
 - ・いじめられている生徒、いじめている生徒の氏名、学年・組
 - ・いじめがあった時期、時間、場所(できる限り詳細に)
 - ・いじめの態様(言葉、暴力、強要、器物損壊、略取等)
 - ・周辺生徒の状況(いじめに荷担・被害、目撃者等)
 - ウ) 情報提供に感謝し、下記のように対応することを伝える。
 - ・学校のいじめに対する考え方は、いじめられている生徒を守ること、いじめは絶対に許されないことの2点である。
 - ・管理職に報告し、学年で緊急に打ち合わせを行い、共通理解を図る。
 - 教師がいじめられている生徒、いじめている生徒双方から事情を確認する。必要に応じて周辺生徒から事実確認をする。
 - ・指導の状況を伝えられる範囲で報告する。

V 早期対応

1 いじめ対応の基本



- ・生徒の様子が変化した。
- ・いじめを発見した。
- ・いじめの相談があった。
- ○不登校・いじめ対策委員会を招集(いじめられた子供を守る)
- └○体制を確認する(登下校・休み時間・清掃時間・放課後)



正確な事実確認

⇒│指導体制・方針決定

生徒への指導

再発防止

- 〇当事者双方、周辺 の生徒から詳細な 事実を聞き取り、 正確に記録する。
- * (感想・推測は記 録しない)
- ○双方の事実を照合 し整合性を図る。 ○教職員で情報を共
- 有し、把握する。
- 〇いじめの全体像を 把握する。

- 〇指導のねらい、到達目 標を明確にする。
- 〇全教職員が共通理解す る。
- 〇対応する教員の役割分 担を明確にする。(校 長、教頭、生徒指導担 当主任、担任、副担 任、養護教諭)
- 〇教育委員会、関係機関 との連携の検討と報告 (校長、教頭、生徒指 導主事)
- 〇いじめられた生徒 ・心配や不安を取り除け あよう対応
- Oいじめた生徒
- ・相手の苦しみ、怒りを 想像させる指導から、 自分がしたことが決し て許される行為ではな いという人権意識を理 解させる。
- ○周辺の生徒
- ・いじめに荷担した生徒はいじめた生徒と同様の反省を求められるものであり、傍観していた生徒はいじめを助長させていた事になることを理解させる。
- 〇継続的に指導や 支援を行う。 (担任・教科担 任、主任・副担 任、部活動担 当、養護教諭、 教頭、校長)
- 〇SCを活用し、 心のケアにあた る。
- 〇道徳を中心に人 権教育で、道徳教 育のでででいるでいるできる。 り、はいでででいるできるできるできるできるできる。 といくできるできるできるできるできるできる。

保護者との連携・協力

○学校の指導方針を伝える。

〇協力を依頼し、今後の学校との連携方法を話 し合う。

2 いじめの初期対応

(1) いじめ対応の基本姿勢

いじめを発見した場合には、的確に情報を確認しながら情報の共有に努め、関係機関の指導支援を含めた対応に心掛ける。

- ① プライバシーに配慮しながら、複数教師で正確な情報収集を行う。
- ② 不登校・いじめ対策委員会で検討し、役割分担や指導の方針を確認する。 (校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級・学年担当、養護教諭) *いじめを受けている生徒の立場で判断する。
- ③ 保護者対応は、誠意ある対応を行う。
 - *早期対応・早期解決を目指す。
 - *いじめた側を擁護するような対応はしない。
- ④ 教育委員会やSCの指導を仰ぐ。
 - *暴力や金銭強要、性的ないじめの場合は早期対応が不可欠となる。警察との連携 を視野に入れ、保護者の意向により沿いながら対応する。

(2) 生徒の変化に気づいたときの対応

学級担任の日頃の観察から性格や行動家庭環境を理解したうえで、変化を見のがさないことが重要となる。

1	相談へと導く	・優しく、自然な声かけを行う。
		「最近何か変わったことはない?」「何か悩み事はない?」
		・あえて生徒と会う機会を作ったり、過ごす時間を増やす。
2	相談	・個別に話しやすい環境を整え、秘密にすることを伝える。
		・すべて受け入れる姿勢で親身になって話を聞く。
		話しの途中で指導や注意はしない。
3	相談への対応	・級友との関係や学級に関する問題は、いじめが背景になってい
		ないか状況確認を行う。
		*生徒自身の悩み(進路や家庭問題)は、ともに考え、解決の方
		策へと導く。
4	情報収集	・情報収集や観察を依頼する。
		(学年教師、教科担任、部活動顧問、養護教諭、SC)
(5)	全体への指導	・級友との人間関係や学級に関する相談には、互いの良さを認め
		合える学級づくりといった視点で学級経営を行う。
		・いじめにつながる要素がある場合には、短学活や学級活動、道
		徳、教育相談、学年集会でいじめについて話し合う機会を持
		ち、教師のいじめに対する強い姿勢を示すとともに、生徒から
		の主体的な意見としていじめ防止を訴えるよう指導する。

(3) いじめを発見したときの対応

学級内外で教師がいじめを発見した場合は、その場ですぐに(たとえ教師1人でも) 介入し、解決を図らなければならない。その場で状況把握を正確に行い、適切に指導す ることが重要である。その場の対応をせず、指導の機会を逃すと、いじめが複雑化・長 期化するのみならず、教師に対する深刻な不信感につながる。

① 制止	・感情的でなく、毅然とした態度で制止する。
	*近くにいる生徒に他教師を呼びに行かせる。

② 確認1	・関係している生徒を集め、事実に基づいた具体的な言葉や行動
	を確認する。(時間に沿って)
③ 確認2	・その後(当日中)、教職員で情報を共有し、該当生徒1人1人
(詳細)	から別々に話を聞き、詳細を確認する。
	*待機場所も別々にする。情報の口裏合わせが行われないように
	する。
	・状況の整合性を確認する。整合性が図れない場合、勘違いか嘘
	か状況によって判断し、確認する。
	*押しつけにならないよう注意する。
④ 指導	・複数教員で指導に当たる。
⑤ 保護者説明	・確認された事実に基づき、状況と指導内容について説明する。
	*説明は、複数で行い、学級担任・主任または学年生徒指導が同
	席する。(家庭訪問)

(4) いじめの相談があったときの対応

相談で最も多いのは、生徒本人や保護者からの相談である。対応する教師は、相談者の立場に立って不安を受け止め、安心感を与えながら一緒に考え解決していこうとする 姿勢で対応する。

① 相談	・複数教師で対応する。 ・校長室や相談室など、静かに話せる場所で行う。 *相談者の立場に立ち、場所、時間など他の生徒の目がない場所が望ましい。 *こちらの都合で一方的に話を打ち切らない。(基本的に最優先で行う) ・生徒や保護者の苦悩やつらさに共感する。
	・質問攻めにならないようにする。 ・生徒を必ず守るという強い意志を示すようにする。
② 説明	・「必ず守る」という意志を表す。
	・事案に対する指導方針について説明する。

3 解決に向けた具体的指導

いじめた生徒、いじめられた生徒への個別指導を徹底し、形式的な仲直りをさせないようにすることが大切である。

また、双方の保護者にいじめの状況について説明し、双方の保護者の協力を求めることが大切である。

(1) いじめられている生徒・保護者への対応

① 生徒への対応

生 〇相談することでもっといじめられるのが怖い。

徒│○相談すると「チクった」と言われる。

の│○どうせ相談しても解決しない。(教師を信用していない)

- 心│○親に心配をかけたくない。
- の│○弱虫と言われたくない。
- 内 〇自分が悪い、何とかできると言われる。(「あなたにも問題がある、我慢 できないのか」 等)

① 共感的な理解と	・生徒の立場で理解し、信頼関係を作る。
信頼関係の樹立	・いじめを受けていた生徒の精神的苦痛を共感的に理解する。
	*長期化したいじめほど苦痛は大きい。
② 不安感の除去と	・「最後まで守ってくれる」と感じられるような安心感を与え
支援の姿勢	る指導が大切である。
	・「仕返し」が発生するような不安を残さない。
	・徹底的に調べ、指導するという教師の姿勢を見せる。
③ 共に考え、心に	・相談や訴えを親身になって聞く。聞き終わった後、最後に以
響く指導	下の点を必ず指導する。
	○1人で悩まず、保護者や教師、SCなど、誰かに相談する。
	○「命の大切さ」「生きることのすばらしさ」を教える。
	*自ら命を絶つという考えを起こさないために。
	・普段の生活や行事、諸活動における具体的な行動の取り方に
	ついて指導する。
④ 教師の対応	・教師は保護者も交え、生徒の毎日の生活を見守る体制を作
(短期)	る。【例】 朝:主任、副担任 休み時間・給食:学級担任
	授業:教科担任 部活動・委員会:顧問
	家庭:保護者
	・生徒の長所、良さに気づかせ、諸活動に取り組ませながら意
	欲を育て自信を持たせる。
*⑤ 緊急対応	・生徒保護者の意向から別室登校や欠席等の弾力的な措置をと
	る。
	*いじめられている生徒・保護者としては、いじめている側こ
	そ別室や出席停止を望む傾向が強い。事実が明らかである場
	合は校長の判断により、柔軟に対応する。
⑥ 教師の対応	・生徒の長所、良さに気づかせ、諸活動に取り組ませながら意
(長期的)	欲を育て自信を持たせる。
	・仲直りで問題の本質が解決したわけではないので、教師は毎
	日の生活を見守り、教師や級友の支えを感じさせる。

② 保護者への対応 *筋論も大事だが、心と心のやりとりが大切である!

- 保│○相談することで子供がもっといじめられるのが怖い。
- 蒦│○相談すると子供が「チクった」と言われる。
- 者│○どうせ相談しても解決しない。(教師を信用していない)
- の│○大事になれば地域や学級に恥ずかしい。
- 心「〇子供が「弱虫」と言われたくない。
- の│○親の教育・しつけが悪い、親がしっかりしろと言われる。(「お子さんに
- 内 も問題がある、我慢できないのか」 等)

針は「いじめられている子を守り抜く」ことであると伝え る。 ・いじめ解決に向けて学校の対応を説明し、協力を得るように する。 *この段階でいじめる生徒への弁護的発言は受け入れていただ けない場合が多いので要注意。「いじめは絶対許さない」と 言う姿勢が伝わり、保護者が「うちの子にも原因がある」と いう発言があったとしても、「そうですね」とは言えない。 *被害を訴えてきた保護者に「ありがとうございました」とは 絶対に言わない。たとえ「情報を寄せてくれたことに感謝」 であっても「ありがとう」という感謝の言葉は保護者にとっ ては学校の責任逃れではないかという疑念に変わる。 ② 学校の方針を理 ・学校の全教師が協力していじめをなくしていく努力をするこ 解していただく とを具体的に説明する。 ・解決まで保護者と連携を図り、情報交換や情報提供を行う。 ③ 保護者との連携 *家庭訪問 ・子供の小さな変化についても担任に連絡してもらうよう依頼 する。 再度いじめが起きてしまうことがあれば、速やかに対応する ため情報提供を依頼をする) ④ 人権意識や人生 ・人間の感情は「言葉・文字」で表されること、苦しみや喜び は言葉や文字で伝えなければ理解できないことを伝え、相談 観、命の大切さに ついて親子で対話 するよう話してもらう。 を持つ ・親とこの信頼関係の樹立をはかる。

(2) いじめた生徒・保護者への対応

生徒への対応			
生	○一緒にいじめないと、今度は自分がされる。(自分はやらされた…)		
徒	○相手はそんなにいやがってない。(笑っていたし…)		
の	〇いじめたら気持ちよかった。(気分が晴れた…)		
心	○おもしろかった。ウケた。(あそびだし…)		
の	○いい気味だ。(気にくわないし…)		
内	○やられて当然だ。(あいつは決まりも守らないし、当然の報いだ…)		
	○私も以前いじめられた。(仕返しのチャンス。自分にもいじめる権利があ		
	る)		
	○これっていじめかも。(やばいよなあ)		
	○チクられるかも。(チクるなんて許せない)		
	○何とも思わない。(別に悪いこととは思わない)		

① 事実の確認 *複数教員で同時	│・決めつけず、冷静な口調でいじめ行為の事実を聞き出す。 │(理由、動機、他の生徒からの強要?、おもしろ半分?ストレ│
に1人ずつ別室	ス解消?正義感?)
で確認する。	*集団化の場合、中心者の把握が重要。表面化していない場
	合、力関係や言動に注意し、指導する必要がある。 ・周辺の生徒からも詳しく事情を聞き取り、実態を正確に把握
	する。
	*事実確認は当日中に完了するのが鉄則。日をまたぐといじめ
	│ ている生徒は事実の隠蔽を行う。(SNSで打ち合わせる │ │ 等)
② いじめを行った	・いじめ行為にいたる理由を明確にする。(上記①生徒の心の

自分の責任	内参照) ・「いじめ」という行為は、人権を著しく侵害する行為であることに気づかせる。 ・理由はあるかもしれないが、「いじめ」という方法は決して許されるものでないことに気づかせる。 ・たとえ、正義感からであっても「いじめ」という行為は決して許されない行為であることを理解させる。 ・自分のこうをは決して正当化できないものであることに気づかせる。(必要であれば法的根拠を示す。しかし、必要以上に法にこだわらない方が良い。)
③ 相手の心の苦しみ、痛みに気づく	 ・相手が受けた精神的打撃の深刻さに気づく。 ・いじめは取り返しのつかない重大な問題行為であるという認識を持たせる。 ・いじめを受けた生徒のいじめる生徒への「訴え」を伝え、人の信頼を裏切る行為であることを理解させる。 ・自分がいじめられたらどう思うか。 ・「謝罪したい」という思いが生まれるまで、粘り強く指導す
④ 継続的な観察と 指導*⑤ 改善が見られ ない生徒への緊 急対応	・一見解決したと見えても、教師の気づかないところでいじめが行われている場合もあるので、継続して指導を行う。 ・再三の指導にもかかわらずいじめが継続する場合には、別室指導を市教育委員会(学校教育課・総合教育支援センター)と協議する。(いじめる生徒の保護者・当人の同意が不可欠となる。) ・被害届の提出等、法的措置の対応を郡山北警察署(生活安全課)と協議する。 *被害届は、被害者側が提出する。

② 保護者への対応

まずは、「いじめられる生徒・保護者にも問題がある」という認識の根本を壊すことが必要。これに成功しないと再発する可能性が大きい。(教師側の認識も要注意)

- 保│○うちの子供(親も)が悪者になってしまう。
- 護│○相手にも悪いところがあるのにうちの子が一方的に悪者にされた。
- 者│○あの先生はうちの子ばかり目の敵にする。(教師を信用していない)
- の│○親の教育・しつけが自分が悪い、親がしっかりしろと言われる。
- 心 〇以前はうちの子がいじめられていたのに、今回ばかり騒ぎ立てるなんて不
- の 公平だ。(先生の対応は一方的だ。「面倒くさい」と言われた)
- 内 〇うちの子はやらされているだけで中心はあの子なのに。 (先生は結局何も わかっていない)
 - ○どんな理由があってもいじめは良くない。 (先生が言うことも十分わかっている)

① 事実の確認と話	【電話よりも直接話す方が良い】
し合い	・保護者に冷静にいじめの事実を理解してもらう。
	*感情的になっていじめの事実を否定したり、一方的に我が子
	を責める場合もあるので、「このことをきっかけに、さらに
	成長できるよう一緒に取り組んでいきたい」考えであること
	を伝える。
② 学校の方針を理	・学校の指導内容や方針について理解してもらう。

解していただく 	・いじめを受けた生徒・保護者への謝罪を促す。 参加者:校長、教頭、学年主任、学年生徒指導、担任 *謝罪がこじれるようであれば、教師が付き添うか、学校で謝 罪を行うよう促す。 参加者:校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指 導、担任
③ 家庭での取り組み	・家庭で「いじめ」について話し合いを持ってもらい、生徒本人が「いじめをした」という自覚があるか確認してもらう。*どんな理由があっても「いじめ」という行為は認められない行為である。*家庭の教育力を期待できない場合、学校で教師が主導で指導を行う。

(3) 周辺の生徒への対応 *観衆と傍観者への指導について

周	○全く知らなかった。

- 辺│○おもしろい。すかっとした。
- の │ ○悪ふざけだと思っていた。 (いつものことだし、悩んでいなかった…)
- 生 〇いじめられる生徒にも悪い点があった。 (あいつは仕方ない…)
- 徒 | 〇やめろと言いたいが自分もやられる。(怖い…)
- の │○担任は自分を守ってくれないし。 (先生が信用できない…)
- 心 ○親に知られると面倒くさいし。 (知らんぷりしよう…)
- の│○誰も止めないし、何となく続けていた。
- ͺ内│○見て見ぬふりは良くない。先生に言わなければ。

① 周辺生徒の関わ	・傍観者なのか、観衆なのか、無関係なのか、状況に応じて指
りについて	導するが、何が起きたのか学級(その他)全体の問題として
	指導する。
② 周辺生徒の感情	・なぜ「観衆」「傍観者」になっているのかを踏まえたうえで
に配慮した指導	その行為がいじめを助長することを理解させる。
	・「観衆」「傍観」という行為が次のいじめを容認してしまっ
	ていることを認識させ、「仲裁者」になるよう指導する。
③ 学級活動、道徳	・いかなる理由があってもいじめは許されない行為であるとい
での指導	うことと、いじめられている生徒の苦しさやつらさを理解さ
	せるとともに、いじめを止めない者の存在(心の弱さ)がい
	じめを助長させていくことに焦点をあてて指導する。
④ 保護者への啓発	・常日頃より、保護者に対していじめに対する考え方や対応に
	ついて啓発していく。
	・いじめに荷担していない場合でも、「観衆」「傍観者」とい
	う立場であっても、いじめを助長する存在として指導してい
	くことを周知しておく。

VI ネットいじめへの対応

近年、生徒達の間に携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機が急速に普及し、メールやインターネット、SNSの利用も多くなっている。同時にネット上のいじめも増加し、個人への誹謗中傷が行われ、「ネットいじめ」が行われている。

学校としては、ネット上のいじめについて、他のいじめ同様に決して許されるものではなく、いじめられている生徒を守り抜くことを基本方針とする。また、日々進化するインターネットツールの特徴を理解できるよう、積極的に研修を行う。

1 ネット上のいじめの特徴

- ●メールでのいじめ
- ●ブログ・プロフでのいじめ
- ●チェーンメールでのいじめ
- ■匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われ、生徒が簡単に加害者にも被害者にもなる。

- ●SNSから生じたいじめ
- ■公開された個人情報や画像などのデータは、容易に加工できることから誹謗・中傷の対象として悪用される。
- ■画像データのGPS付加情報により撮影 年月日や場所が特定されるなど利用者情報が流出する。
- ●動画共有サイトのいじめ
- ■流出した個人情報は回収することが事実 上不可能であり、不特定多数の者から悪 用される危険性がある。

2 未然防止のために

(1) 生徒への指導

- ① 個人情報や誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されない 行為であること。
- ② 匿名の書き込みであっても書き込んだ個人やパソコンは特定される。書き込んだ 内容が悪質な場合、犯罪であり、警察に検挙される可能性もあること。
- ③ 書き込んだ内容によって、さらなる犯罪を誘発させる可能性もあり、重大犯罪につながりかねないこと。
- ④ 利用者にはマナーを守る義務があり、トラブル回避につながること。

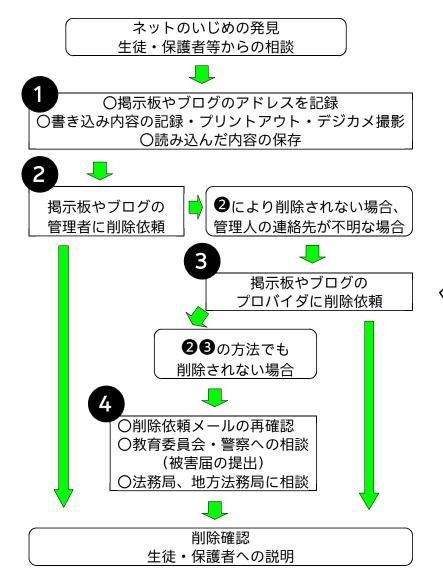
(2) 保護者への協力依頼

- ① パソコンや携帯電話等の管理は保護者のつとめであり、フィルタリングや使用に関するルール作りを行うこと。
- ② 携帯電話等を持たせる必要性について検討すること。
- ③ 携帯電話等によるトラブルは、いじめのみならず犯罪行為に及ぶことも少なくな

- く、特にSNSの閉鎖性が大きな要因となっていることを理解し、ルール作りやペナルティについても保護者の権限で決めておくこと。
- ④ 携帯電話等によるトラブルが起きた場合は、そのデータを消去することなく、即 座に学校または警察に相談すること。

3 早期対応のために

【書き込み等の削除の手順】*郡山北警察署



【対応のポイント】

- 誹謗・中傷の書き込みはいじめであり、 許されない行為である。
- ・書き込みが悪質な場合は警察に検挙される。
- チェーンメールは転送してはいけない。 転送しなくても危害はない。
- *保護者や教師が生徒のネット利用について同等の知識を有していないため、利用状況を管理することが難しいため、実態把握が難しい。
- *メール等での問合せをする場合、個人のパソコンは使わず、警察等に相談し、対応することが望ましい。(学校のパソコンは使用しない)

4 生徒への対応

- (1) いじめにあった生徒への対応
 - ① 教育相談を行い、状況の確認と関係機関の対応状況を確認する。
 - ② きめ細かな心のケアで、いじめられている生徒を守り抜く。
 - ③ 家庭との連携を重視し、保護者の不安に寄り添う姿勢を大切にする。緊急連絡先を 設定する。(担任・主任⇒校長・教頭)
 - ④ 警察や法的対応による措置をできるだけ早い段階で行うよう保護者と連携する。

(2) いじめている生徒への対応

- ① いじめている生徒が判明した場合、いじめの原因を正確に聞き取り、その発端や経緯について詳細を明らかにする。
- ② 他のいじめと同様、いかなる理由があってもいじめという行為は決して許されるものではないことを指導する。
- ③ ネットいじめがコミュニケーション能力の欠如(言葉の至らなさ、乱暴さ)や軽い 判断で行われ、ネットいじめであるという認識がない場合も多い。この事案がネットいじめになっていることをしっかりと理解させることが大切である。

(3) 全校生徒への対応

- ① 「情報モラル教育」を、全校集会や道徳、技術、学級活動、国語科を中心に、学校 教育全体で行い、表現の仕方を指導する。
- ② ネット上のブログやメール、SNSといった個人ツールの範囲であってもいじめトラブルは起こり得ること、いじめにならないよう注意する義務があること、いじめになりそうな場合は使用を停止するなど適切な判断をし、行動するよう指導する。
- ③ 勝手に他人の個人情報を公開することは誹謗・中傷という犯罪行為であることを理解させ、被害に遭っている場合は学校や警察に相談するよう指導する。

(4) 保護者への対応

- ① 保護者は子供のネットの状況をほとんど知らない。ネット上で行われたいじめは、 日常的に行われているネット上のやりとりがトラブルの原因となるため、ネット上 の言葉のやりとり等できる限り詳細な情報を伝え、(個人情報は除く)携帯電話等 の取り扱いについては解約や使用停止などを視野に入れた対応を依頼する。
- ② 使用時間や使用できる機能、使用金額等、家庭での約束を曖昧にせず、適切に対応するよう協力を依頼する。
- ③ 定期的な点検や、ネット上でのメールやブログ、SNSの使用状況を定期的にチェックし、加害者にも被害者にもならないよう点検するよう依頼する。

WII 教職員の研修

1 校内研修の充実

- (1) 本マニュアルを活用した研修を行い、すべての職員がいじめ防止についての基本方針、 対応を共通理解する。 (職員会議)
- (2) 校内研修会でカウンセリング技法やいじめ解決に向けた対応の仕方や生徒や保護者、 関係機関などへの対応について学び、すべての職員が緊急時に対応できるようにする。